

- (1) 泥酔者、浮浪者、伝染病者、暴力団関係者、保護者同伴でない未成年者、他の宿泊者に迷惑を及ぼす可能性がある方は宿泊をお断りさせていただきます。尚、既にチェックイン手続きが済んでいても、迷惑行為（暴力行為・恫喝行為・過度のクレーム行為）が行われたとホテルが判断した場合は、ホテルを退出していただきます。この場合、既に宿泊代金を支払い済みであっても返金は致しかねます。
- (2) ホテル客室内には、宿泊者以外のご入室はお断り致します。
- (3) ホテルの契約業者以外が、ホテル内で営利目的の行為を行うことは禁止致します。（デリバリーヘルス・勧誘・販売等）
- (4) ホテル内の備品は当ホテルに帰属するものであり、当該設備、備品を破損・汚損、持ち帰りをした場合は、諸費用の相当額を請求致します。
- (5) ホテル内に次のようなものの持ち込みはお断り致します。
 - ・動物（盲導犬・介助犬は入館できます）
 - ・火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの
 - ・著しく多量な物品
 - ・著しく悪臭を発するもの
 - ・適法に所持を許可されていない銃砲・刀剣類・薬品
 - ・その他ホテル側が不適切と認める物品
- (6) ホテル宿泊代はチェックイン時の精算とさせていただきます。FAX 代等のその他の精算は発生時に都度精算していただきます。
- (7) 客室内での調理 又は飲食物の出前はご遠慮下さい。
- (8) オーバーブッキング・故障等により予約を受けていたにも関わらず客室が提供出来ない場合は、当ホテルと同等内容のホテルの手配に努力致しますが、客室を確保出来ない場合は宿泊代金と同等の補償料を宿泊客に支払い、その補償額は損害賠償額に相当します。ただし客室が提供できないことについて天変地異・想定できない設備の故障等、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料はお支払い致しかねます。
- (9) 貴重品・お手回品のお預かりについて、万一の盗難・紛失に対する責任は負いかねます。また多額の現金及び高価な品物のお預かりは致しかねますので、ご了承ください。



【本約款の適用】

第1条

- (1) 当ホテルの締結する宿泊約款及びこれに関する契約は、この約款の定めるところよるものとし、この約款に定められていない事項については法令又は慣習によるものとし、
- (2) 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

【宿泊引受けの拒絶】

第2条

当ホテルは、次の場合には宿泊の引き受けをお断りします。尚、既にチェックイン手続きが済んでいても、ホテル側が不適切と判断した者はホテルを退出していただきます。この場合、既に宿泊代金を支払い済みであったとしてもこの返金には一切応じられません。

- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき
- (2) 満室(員)により宿泊の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、泥酔者、浮浪者、伝染病者、暴力団関係者、保護者同伴でない未成年者、他の宿泊者に迷惑を及ぼす可能性がある者の場合
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき
- (7) 宿泊者が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき
- (8) ホテルスタッフ、他の宿泊者に対する暴力行為・恫喝行為・迷惑行為・過度のクレーム行為が行われたとホテルが判断した場合

【宿泊予約の申込】

第3条

当ホテルは宿泊日に先だつ宿泊の申し込み(以下「宿泊予約の申込み」という)をお引受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込み者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業
- (2) その他当ホテルが必要と認めた事項



【宿泊料金の支払】

第4条

- (1) 料金の支払いはチェックイン時にフロントにて1泊以上の精算をお願い致します。
- (2) 宿泊者が客室の使用を開始した後、任意に宿泊しなかった場合の宿泊料金をご返金致し致しかねます。
- (3) 当ホテルでは、連泊の場合でも宿泊者は1日以上での精算が必要です。
- (4) 宿泊料金の現金での支払いは日本円以外は受け付けておりません。
- (5) 団体でのご利用のご精算につきましてもフロントにて現金精算をお願い致します。

【違約金の申し受け】

第5条

- (1) 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、別表、違約金申し受け規定により、違約金を申し受けます。
- (2) 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで到着予定時刻を過ぎた場合にはその宿泊予約を解除されたものとみなし処理することがあります。
- (3) 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが、列車・航空機等の公共運輸機関の不着又は、遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは第1項の違約金はいただきません。

違約金申し受け規定	契約解除の通知を受けた日					
	不泊	当日 16時まで	前日	2日前	7日前	14日前
契約申込人数						
1名～5名	100%	0%	—	—	—	—
6名～14名	100%	100%	100%	50%	20%	0%
15名～29名	100%	100%	100%	50%	20%	20%

30名以上はお問い合わせください。

注) %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、1日分の違約金を収受します。



【予約の解除】

第6条

当ホテルは、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第1号から第9号までに該当することとなったとき
- (2) 第3条の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき

【宿泊の登録】

第7条

宿泊者は、宿泊当日当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録してください。

- (1) 第3条の事項
- (2) 外国人にあっては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年日
- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認めた事項

【ご利用時間帯】

第8条

- (1) 宿泊者が当ホテルをご利用になれるお時間は、午後4時より翌朝10時までとします。
- (2) 深夜の門限はございませんが、お帰りが遅くなる場合にはご連絡ください。

【チェックアウトタイム】

第9条

- (1) 宿泊者が当ホテルの客室をあけていただく時刻（チェックアウト）は午前10時までとします。
- (2) 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、連泊のお客様に限って当日のお部屋のお掃除、及びタオル・シーツの交換が要らなければ、午前10時を越えてもそのままご利用になれます。尚、当日のご精算は当日中にフロントにてお済ませください。
- (3) 連泊でないお客様が、客室の使用時間を延長された場合、延長料金がかかります。
午前10時以降、1時間につき1名1100円（税込）
午前12時以降のチェックアウトは、1泊分の金額となります。
お支払いはチェックアウトの際に、フロントでお願いします。

【利用規則の遵守】

第10条

宿泊者は、当ホテル内においては客室内に提示した利用規則に従っていただきます。



【宿泊継続の拒絶】

第 11 条

当ホテルは、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第 2 条第 1 号から第 8 号までに該当することとなったとき
- (2) 前条の利用規則に従わないとき

【宿泊の責任】

第 12 条

- (1) 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行った時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけたときに終わります。
- (2) 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同等又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋する努力をします。
- (3) 前項の規定に関わらず客室を確保出来ない場合、宿泊代金と同等の補償料を宿泊客に支払い、その補償額は損害賠償額に相当します。ただし、客室が提供できないことについて、天変地異・想定できない設備の故障等、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料はお支払いいたしません。
- (4) 当ホテルの責に帰さない事由又は不可抗力により宿泊者に対して客室の提供が出来なくなった場合については、前項の対象外としてホテルはその責任を負いかねます。宿泊者が当ホテルに掲示した利用規則に従わないために発生した事故に関しても当ホテルは責任を負いかねます。
- (5) 当ホテルにおいては、原則として宿泊者の持ち物のお預かりはいたしません。貴重品も含め、宿泊者自身で管理してください。万一の紛失・盗難に対して当ホテルは責任を負いかねますのでご注意ください。
- (6) 当ホテルでは、係員が受け取ったファックスまたはお預かりしたメッセージ等はフロントにて宿泊者にお渡ししますが、万が一、お客様に情報が伝わらなかった、又は伝わるのが遅かった等のトラブルについては、その結果の如何に関わらず当ホテルでは一切の責任を負いません。

【駐車場の責任】

第 13 条

- (1) 宿泊者が、当ホテル当駐車場、及び周辺の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何に関わらず、係員は車両の移動及び管理の責任を負いかねます。
- (2) 当ホテル駐車場での、トラブル(車両の衝突、事故、車上狙い等)は、一切の責任を負いかねます。

